

お知らせ

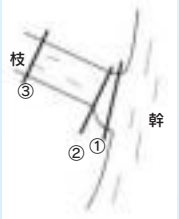
みどりいっぱいのにまに

シリーズ④「樹木の剪定」

樹木の剪定には、木の形を整えて美しくする・病害虫のことを考え風通しや、日光の当たりを良くする・枝からの栄養を均等にすることなどの目的があります。しかし、木の切り方や切る時期によっては、木を腐らせてしまったりすることがあります。

太い枝を切り落とす場合、適切な位置で切ると、切り口の傷は自然にふさがっていきます。右図の②の位置で切るのが理想です。①の位置で切ると幹まで傷つけることになり、③の位置で切ると、残った枝の部分から腐る原因となります。

また、剪定期期としては、梅雨の時期は、青々とした葉をつけるために、エネルギーを使



身近なみどりづくりのヒントとして、花や樹木の手入れ方法などを紹介していきます。

っているので、木の余力が少なく、切り口をふさぐ力が弱いので避けましょう。反対に冬から春にかけては、エネルギーをたくさん蓄えているので、切られた傷をふさぐ力が強く剪定に適しています。

特に腐りやすい木として、桜の木があります。切り口から全体的に腐っていくことになりまので、剪定はしないようにしましょう。どうしても切らないといけない場合には、薬をぬり防腐処理をする必要があります。

木は切り方を間違えると、その木の命を奪うことにもなりますので、専門家に相談するなど、適切な処置をするようにして、大切に木を守り、身の周りの緑と上手く付き合っていくようにしましょう。

問 都市計画課 (☎65-6541)

市政の動き (5月16日～6月15日)

※ここでは、「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったか概略をお知らせします。

5/19 (木)

第8回 長浜市景観審議会

【内容】「屋外広告物に関する独自規制基準(案)」について
【結果】平成24年度に施行予定の長浜市屋外広告物条例の規制基準案について審議を行いました。
【担当課】都市計画課 (☎65-6562)

5/20 (金)

長浜市国民健康保険運営協議会

【内容】(1)平成23年度長浜市国民健康保険事業計画について(2)平成23年度国民健康保険料の料率について(3)長浜市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び免除に関する要綱(案)について
【結果】(1)、(3)について、質疑ののち了承いただきました。また(2)について、質疑なく了承いただきました。
【担当課】保険医療課 (☎65-6527)

5/23 (月)

第8回長浜市総合計画審議会

【内容】基本構想改定案について
【結果】長浜市基本構想の改定案について、最終審議いただきました。
【担当課】企画広報課 (☎65-6505)

5/26 (木)

第4回長浜市地域水道ビジョン策定検討委員会

【内容】(1)第3回策定検討委員会の議事内容の確認(2)ビジョン策定までのスケジュール修正の報告(3)長浜市地域水道ビジョンの原案について
【結果】長浜市地域水道ビジョン原案の第1章から第4章について説明し、質疑を行いました。第5章以降は次回委員会(7月中旬頃予定)にて説明、質疑を行う予定です。
【担当課】上下水道課 (☎65-1600)

6/9 (木)

第13回長浜市しょうがい福祉審議会

【内容】今後のスケジュールについて
【結果】計画策定に向けたスケジュールについて説明し、意見交換などを行いました。
【担当課】しょうがい福祉課 (☎65-6518)

※詳しくは、市ホームページ (http://www.city.nagahama.shiga.jp) をご覧ください。

平成23年度滋賀県狩猟免許試験・更新案内

狩猟免許新規取得者の講習会参加料、試験手数料などを対象とした補助制度を創設しました。補助制度への問合せは、農政課 鳥獣対策室 (☎65-6522) までお願いします。

1 狩猟免許試験

試験項目	日時	場所	試験の種類	願書の受付日時
第2回 第1次試験(知識・適性)	8月30日(火)10時～	滋賀県立大学 共通講義棟(A4棟)	網、わな、第一種銃	7月25日(月)から
第2次試験(技能)	8月30日(火)13時30分～	彦根市八坂町2500	猟、第二種銃	8月11日(木)まで

※自家用車で来場される人は、所定の場所以外に駐車しないでください。 ※喫煙も所定の場所以外では行わないでください。

2 狩猟免許更新講習・適性検査

日時	場所	試験の種類	願書の受付日時
第2回 8月23日(火)13時30分～16時30分	ひこね市文化プラザ メッセホール 彦根市野瀬町187-4	第一種銃、第二種銃	7月25日(月)から 8月11日(木)まで

※災害その他環境省令で定めるやむを得ない事情により更新を受けることが出来ない場合は、8月11日(木)までに湖北森林整備事務所に申し出てください。

3 申請書受付(配布)場所

受付場所	所在地	電話番号	受付時間
(社)滋賀県猟友会各支部	大津市におの浜4-1-20(本部)	077-525-7304	9時から17時まで
湖北森林整備事務所	彦根市平方町1152-2	0749-65-6616	

※ 願書の受付は、土・日・祝を除きます。それぞれ最寄りの受付場所に提出してください。

4 狩猟免許にかかる予備講習会

社団法人滋賀県猟友会において狩猟免許試験に合せて下記のとおり予備講習会が開催されます。この予備講習会は任意参加です。詳しくは、滋賀県猟友会および各支部へ問合せください。(社団法人 滋賀県猟友会 ☎077-525-7304)

回数	日時	講習内容	講習場所
第1回	7月9日(土)9時～16時30分	狩猟に関する知識・技能	滋賀県林業会館 大津市におの浜4-1-20
第2回	8月21日(日)9時～16時30分		

滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 野生生物担当(☎077-528-3483)

水稲に被害を及ぼす「ヌートリア」にご注意!

昨年、県内各地でヌートリアというネズミの仲間による水稲被害が続出しました。市内では被害はありませんでしたが、山階町で捕獲されています。

外観は、胴長が50～70cm、前歯がオレンジ色で、足に鋭い爪があり、後足に水かきがついているのが特徴です。ネズミの仲間であるため、年に2～3回、1回に2～6頭を産みます。

巣は、池沼や河川の流れが緩やかで、雑草に覆われたところに穴を掘って作ります。夜行性で、主に水辺の植物の葉、茎、地下茎等を食べ、貝類なども食べます。水稲の場合、根から茎が盛んに分かれてくる頃から幼穂形成期(7月)にかけて、茎の基部を刃物で切ったように食べます。被害が甚大になると田んぼの中央部や周囲に坪枯れたような症状が見つかります。また、畦畔に巣穴を掘って水が抜けてしまう被害や根菜類、イモ類の食害も報告されています。

田んぼや畑で、このような状況を確認されたら、捕獲する必要がありますので、農政課または湖北森林整備事務所へご連絡ください。



▲巣穴

問 農政課 (☎65-6522)、湖北森林整備事務所 (☎65-6616)

年金事務所からのお知らせ

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください!

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除・猶予を希望の人は年金手帳と印鑑をお持ちのうえ、市保険医療課・各支所福祉生活課または彦根年金事務所申請の手続きをしてください。(離職票や課税証明書が必要な場合もあります。詳しくは問合せください。)

【免除・猶予制度】

- ①保険料申請免除(全額免除・4分の1納付・半額免除・4分の3納付)
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。
※一部納付については、保険料の納付がなければ未納と同じ取扱いになります。
- ②若年者納付猶予
30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。
- ③学生納付特例
学生の人で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。



問 保険医療課 (☎65-6516)、彦根年金事務所国民年金課 (☎0749-23-1114)